

令和4年4月

甲府市『学習者用コンピュータ持ち帰り活用のルール』について

甲府市教育委員会

文部科学省よりデジタル社会に生きる力を育むために、一人一台端末を使い情報活用能力を育成するように示されたことを受けて、甲府市も学ぶためのデジタル文房具として日常的に学習に使うように学習者用コンピュータを整備しました。

これからは学習内容をよく理解し、より豊かな学びにしていくために、コンピュータを上手に活用していくことが大切です。学習者用コンピュータ（以下、「コンピュータ」とする）はみなさんの学習に役立てるための道具です。家でも学校と同じように、「コンピュータ」を活用した学習ができる環境があると、家庭での学習や非常時のリモート学習に役立ちます。

とても便利な道具ですが、心配されることもあります。そこで『「コンピュータ」持ち帰り活用のルール』を定めました。みなさんでこのルールを守り、「コンピュータ」を「安心・安全・快適」に活用していきましょう。

1 目的

- ・「コンピュータ」の持ち帰り学習は、家庭でも学習活動にコンピュータを使い学習の効果を高め、同時に「コンピュータ」を学習の道具として使える力を伸ばすことが目的です。学習活動に関わる以外に使ってはけません。またそのように「コンピュータ」が設定されています。
- ・学校からの課題が終わったら、「コンピュータ」を閉じます。

2 扱い方

- ・「コンピュータ」は自分の家で使います。
- ・長く使えるよう、取りあつかいに十分に気をつけます。
- ・ランドセルやカバンに入れる場合は、教科書やノートの間に入れます。
- ・登下校中は、「コンピュータ」をランドセルやカバンから出しません。
- ・「コンピュータ」の使用前と使用後には手や指をしっかりと洗います。
- ・家庭では家の人の目の届くところに置きます。
- ・水や湿気のあるところや高い熱のある場所には置きません。
- ・磁石を近づけないようにします。

3 健康のために

- ・長時間使用せず、休みを入れながら使います。
- ・正しい姿勢で、画面に近づきすぎないように気をつけて使います。
- ・30分に一度は遠くの景色を見るなど、ときどき目を休ませます。
- ・寝る1時間前には閉じるようにしましょう。

4 安全な使用のために

- ・貸し出す「コンピュータ」にはフィルタリング（見られるページの制限）がかけられていますが、「おかしいな」と思うページに入ってしまったときはすぐに画面を閉じ、家の人に知らせます。

5 個人情報の保護のために

- ・「コンピュータ」を他人に貸したり、使わせたりしません。
- ・自分や他人の個人情報（名前や住所、電話番号、画像など）はインターネット上に絶対にかきこみません。
- ・相手をきずつけたり、いやな思いをさせたりすることを絶対に書き込みません。
- ・アカウント、パスワードなどは他人にわからないように保管します。

6 カメラで撮影する場合

- ・カメラで誰かを撮影するときは、必ず撮影する相手の許可をもらいます。

7 データの保存について

- ・人の作った作品には著作権があります。「コンピュータ」で作ったデータやインターネットから取り込んだデータ（写真や動画など）は学習活動で先生が許可したものだけ保存します。

8 故障などが起きた場合

- ・家庭で故障が起きたり、なくしたりした時は学校に連絡します。
- ・故意による破損の場合、修理代の負担をしていただく場合があります。

9 使用の制限

- ・甲府市『「コンピュータ」持ち帰り活用のルール』が守れないときは、「コンピュータ」に厳しい制限がかかったり、利用できなくなったりします。しっかり守って使しましょう。

家庭でもルールが作られていると思います。そちらも大事にしながら、みなさんが豊かな学びができるように上手に使ってください。

